

安心して生活を楽しむことができる住まいづくり

バリアフリー住宅 リフォーム事例集



鹿児島県住宅リフォーム推進協議会

はじめに

近年の高齢社会においては、高齢者が安全に安心して暮らせる住宅の整備が不可欠となっています。

鹿児島県住宅リフォーム推進協議会では、高齢者や障害を持たれた方などに配慮したバリアフリー住宅リフォーム(改修)の普及促進に取り組んでいます。

このリフォーム事例集は、主に工務店等の建築技術者や大工さんを対象に、加齢あるいは障害による身体機能の低下が生じても、基本的にそのまま住み続けられるような性能を備えた住宅(バリアフリー化された住宅)へのリフォームを行う際に、参考としていただけるよう、実際の事例を幅広く取り上げ、解説しています。

工務店等の建築技術者や大工さんと、居住されている方々が共通した認識を持ち、年をとっても、障害を持っても安心して生活を楽しむことができる住まいづくりに活用していただければ幸いです。

*このバリアフリー住宅リフォーム事例集は、平成31年1月発行の「バリアフリー住宅ガイドブック」とあわせてご利用下さい。



目次

I バリアフリーリフォームの相談から完成まで

1) バリアフリーリフォーム整備の流れ

2

II バリアフリーリフォーム事例

部分的な改修の場合

共通基本技術	1	段差解消	3
	2	手すり	5
	3	建具	7
部屋別・空間別	1	玄関・アプローチ	9
	2	階 段	10
	3	台所・洗面所	10
	4	トイレ	11
	5	浴 室	13
	6	寝室・バルコニー	14

建物全体の改修の場合

建物事例	1	M邸住宅改修事例	15
	2	K邸住宅改修事例	17
	3	S邸住宅改修事例	19

III バリアフリーリフォームの相談の進め方

1) 相談から完成まで	21
2) 介護保険住宅改修 手続き方法	22

IV 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会

1) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会とは?	23
2) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会役員名簿	23
3) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会会員名簿	24

V 参考資料

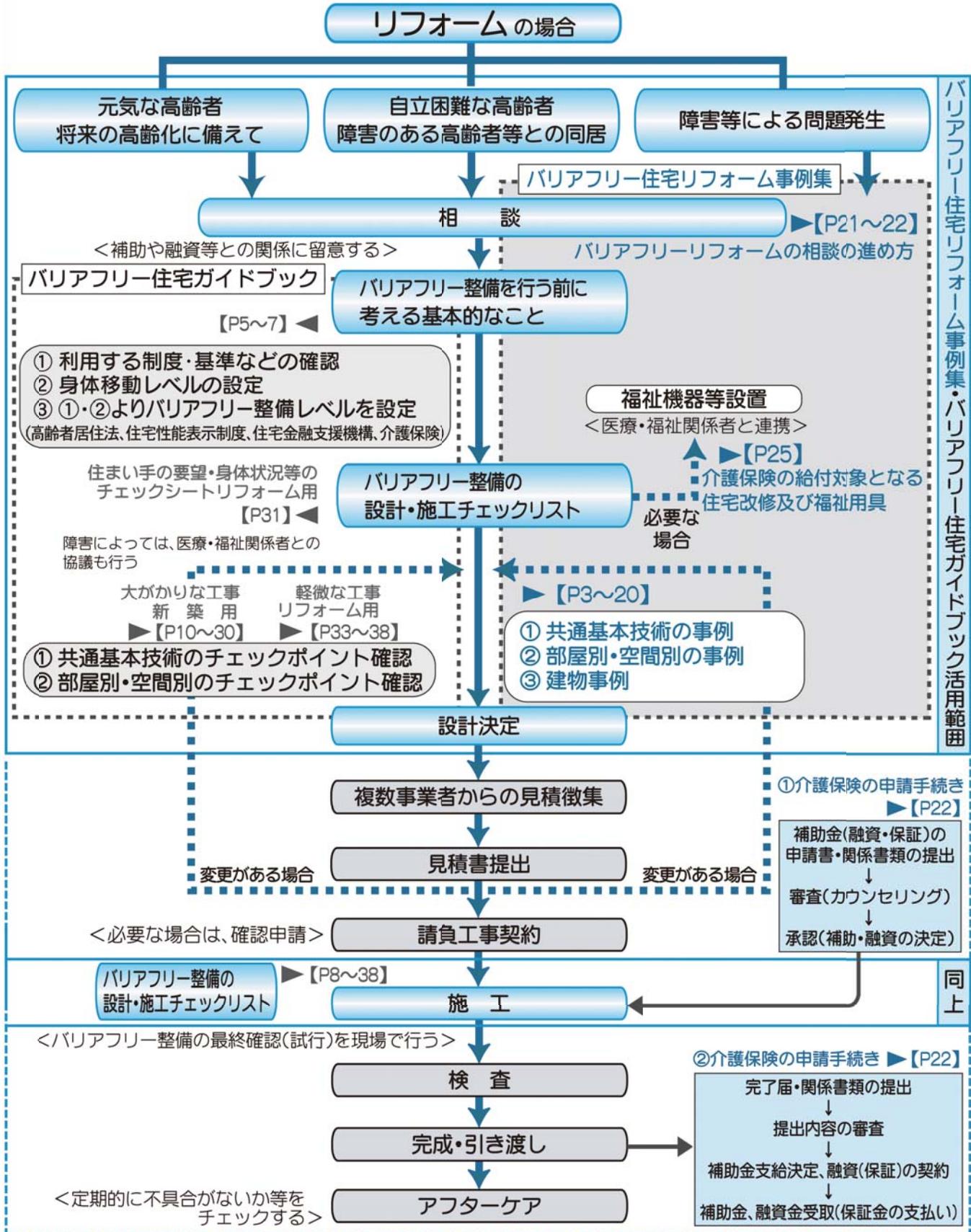
1) 介護保険の給付対象となる住宅改修及び福祉用具	25
2) バリアフリーリフォームに関する福祉用語の意味	26
3) もっと詳しく知りたい場合は?	27
4) パンフレット等の紹介	29



バリアフリーリフォームの相談から完成まで

1) バリアフリーリフォーム整備の流れ

バリアフリーリフォームをスムーズに進めるためには、以下のような全体の流れをよく把握しておく必要があります。
(下図左側はバリアフリー住宅ガイドブック、右側は本ページを参照してください)



1

リフォーム
共通

段差解消

(バリアフリー住宅ガイドブックP11・33参照)

～つまずきをなくして、らくらく移動！～

段差

本来、段差にはそれぞれに意味や理由がある。(例えば和室が一段高くなっているのは畳の厚さと洋室の仕上げ材の厚さに違いがあるなど。)だが一般的には、段差はできる限り解消すべきである。

高齢者は、段差によって歩行中につまずいたりして転倒する危険性が高い。また車椅子やシャワー用車椅子では、前輪が段差を越えることができず、容易に移動できないため、壁面に接触したり、乗っている人に不快感を与えること。

リフォームポイント

- アプローチに階段を設ける際には、スムーズな動作で上り下りできるように蹴上げ110~160mm、踏面300~330mmが望ましい。
- 引き戸の敷居周辺の段差解消には、床面にV溝レールを埋め込む方法がある。直接レールを埋め込む場合、床仕上げ材との接合面に隙間がないように施工に細かい配慮が必要である。
- 基準では、「段差なし=5mm以下」だが、限りなく0mmに近づける努力が必要である。また、施主には「段差なし=0mm」ではないことを充分に説明し、了解を得ておくこと。

	リフォーム前	リフォーム後	コメント
敷居の段差解消			リフォーム内容 部屋入口部分の段差を解消するために、すりつけ板を設置し、滑り止めシートを取り付けた。 ワンポイントアドバイス すりつけ板には、アルミ製や木製の市販品があるが、両側の端部でつまずかないよう配慮する。

	リフォーム前	リフォーム後	コメント
敷居の段差解消			リフォーム内容 敷居部分の段差解消のために、アルミ製のフラットレールと取り替えた。 ワンポイントアドバイス 建具の敷居段差を解消すると生じやすいすきま風や、他室からの光の漏れが気になる場合には、建具が閉まるとき建具下部からすきまをふさぐタイト材が下りてくるエアタイトを取り付けると効果的である。

	リフォーム前	リフォーム後	コメント
敷居の段差解消			 踏台・階段など 蹴込み板を必ず設ける。段鼻寸法は足先が引っかからないように30mm以下に収まるように小さくする。 また、段鼻と蹴込み板を勾配60°以上90°以下の面で滑らかに繋ぐなど、段鼻を出さない形状とする。

リフォーム内容

- 大きな段差が対象者の負担となっていたため、段数を増やし、負担を緩和した。

ワンポイントアドバイス

- ノンスリップを段鼻部分にそのまま設置すると、踏面よりノンスリップが突出し、逆にノンスリップにつまずく危険があるため、できる限り薄型でうまく納まるノンスリップを取り付けるか、段鼻部分を切り欠いて使用する。

～段差解消には細やかな配慮を～

玄関上がり框の段差緩和（階段の設置）	リフォーム前	リフォーム後	玄関上がり框の段差緩和（階段の設置）	リフォーム前	リフォーム後
	コメント	コメント		コメント	コメント
リフォーム内容	大きな段差が対象者の負担となっていたため、下駄箱を処分してスペースを確保し、階段と手すりを設けて負担を緩和した。	ワンポイントアドバイス ・踏み面の奥行きは余裕を持たせて300mm程度とする。	リフォーム内容	玄関土間から床面までが高いため、階段と手すりを設けた。	ワンポイントアドバイス ・玄関に階段、スロープや手すりを設置する場合は、無理のない姿勢で靴などを出し入れできる位置に、下駄箱などの収納を設ける。

玄関上がり框の段差緩和（踏台の設置）	リフォーム前	リフォーム後	玄関上がり框の段差緩和（スロープの設置）	リフォーム前	リフォーム後
	コメント	コメント		コメント	コメント
リフォーム内容	玄関から床面の間に450mm程度の段差があったため、踏台を設け、上りやすくした。	ワンポイントアドバイス ・踏台は、上がり框段差までを等分にし、上り下りを安全にするために手すりを設置する。	リフォーム内容	マンションに住む対象者が車椅子利用者であり、介助を要するため、玄関にスロープを設けた。	ワンポイントアドバイス ・上がり框の段差が大きい場合、スロープを可動式にして、玄関ドアの敷居をまたいで一気に玄関ポーチとの段差まで解消する方法もある。

敷居の段差解消	リフォーム前	リフォーム後	リフォーム内容	コメント
	コメント	コメント		コメント
			ワンポイントアドバイス ・室内でスロープを設置する場合、勾配は1/12(5°)以下とする。	

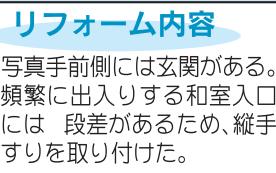
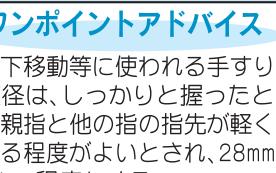
手すり

手すりは、玄関アプローチ、玄関、廊下、階段、洗面・脱衣室、浴室、トイレ等に設置されることが多いが、使用方法別に分類すると2種類に分けられる。

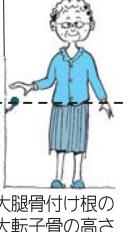
一つは、身体の位置を移動させる時に手を滑らせながら使われる階段や廊下に取り付けられる手すり(ハンドレール)であり、もう一つの手すりは、身体の位置はそれほど移動しないが、移乗や身体の上下移動の際に、しっかりとつかまって使用するトイレや浴室に取り付けられる手すり(グラブバー)である。

リフォームポイント

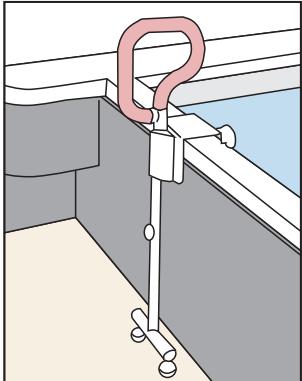
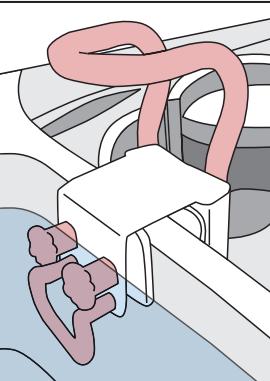
- 在来工法の場合、間柱自体に手すり受け金具を取り付けることは避けるべきである。手すり受け金具は3本の木ネジで壁面に留める場合が多いが、間柱の幅(35mm~40mm程度)では2本のネジしか留められず、十分な支持が得られないからである。
- 枠組み壁工法で構造用合板を使用する場合は、全ネジタイプの木ネジを使用して手すりを取り付けることとし、石こうボードを使用する場合は手すりの受け材であらかじめ下地を補強し、それに手すりを取り付ける。

段差緩和のために踏台と手すりの設置	リフォーム前		リフォーム後		安全な歩行のための手すりの設置	リフォーム前		リフォーム後	
	コメント	リフォーム内容	コメント	リフォーム内容		コメント	リフォーム内容	コメント	ワンポイントアドバイス
									
	コメント	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	コメント	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	コメント	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス
和室段差での転倒防止の縦手すり		・以前は土間の台所であった場所を床に造りかえてあるが、和室との段差が対象者の負担となったため、さらに踏台と手すりを設けた。	・階段や廊下での手すりの直径は、手を滑らせながら使用するため、しっかりと握ることはないことから、32mm~36mm程度とする。		・写真右側に玄関があるため、対象者の移動時に、上がり框の段差で転倒しないように、可動式の手すりを設置した。	・廊下に取り付ける水平手すりの床からの高さは、使用者の大脛骨大転子(右ページ図参照)に合わせることを原則とする。(通常750mm~800mm)			
玄関上がり框への踏台と手すりの設置	リフォーム前		リフォーム後		玄関上がり框への踏台と手すりの設置	リフォーム前		リフォーム後	
									
	コメント	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	コメント	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	コメント	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス
		・写真手前側には玄関がある。頻繁に出入りする和室入口には、段差があるため、縦手すりを取り付けた。	・上下移動等に使われる手すりの直径は、しっかりと握ったときに親指と他の指の指先が軽く重なる程度がよいとされ、28mm~34mm程度とする。		・玄関からの上がり框の段差緩和に、踏台と手すりを取り付けた。	・エンドキャップを取り付ける方法では、手すりの端部に衝突したり、衣服の袖口を引っかけるなどの危険性があるため、手すりの端部は壁側に曲げ込むか、下方に曲げて納める。			

~バリアフリーリフォームは手すりが基本~

移動歩行用 縦・横手すりの設置	リフォーム前		リフォーム後		コメント
	リフォーム前	リフォーム後	リフォーム前	リフォーム後	
					リフォーム内容 ・写真奥に位置する台所への移動用に手すりを設置したが、周辺には手すりの支えとなる壁がないため、自立した形で取り付けた。 ワンポイントアドバイス ・手すりを設置する際、周辺に支えとなる壁や柱がない場合には、手すりを床と天井で支え、写真のようにH型として取り付けることも有効である。 
玄関土間への可動式手すりの取り付け					リフォーム前 リフォーム後 リフォーム前 リフォーム後 コメント
	リフォーム内容 ・手すりが必要だが、玄関横の下駄箱も使用するため、可動式(跳上式)の手すりを設置した。	ワンポイントアドバイス ・手すりを取り付ける位置には、現在検討している手すり設置位置より広い範囲にわたって壁下地補強を行い、対象者の身体状況の変化にも対応できるようにする。	リフォーム内容 ・玄関からの上がり框の段差緩和に、踏台と縦・横手すりを取り付けた。	ワンポイントアドバイス ・上がり框を安全に上り下りするため、框きわの壁面の鉛直線上に縦手すりを設置することが望ましい。この場合手すりの下端は、大腿骨大転子の高さ(750mm～800mm程度)とし、上端はホール床面に立った対象者の肩の高さより100mm程度上方の高さとする。 	リフォーム内容 ワンポイントアドバイス
その他の手すり					リフォーム後 リフォーム後 リフォーム後 リフォーム後 コメント
	ワンポイントアドバイス ・手すりの形状は円形を基本とするが、慢性関節リウマチ等で手のひらや指に拘縮(筋肉の持続性収縮)があり、細かい動作を行えないときには、手すりを握らず単に手や肘をのせて移動するフラットバー等を用いた方法もとられる。従つて利用方法を考えて、必要な形状を検討する。	ワンポイントアドバイス ・和室内における、手すり設置例である。上写真の方法では、ステンレス製手すりの土台プレートを置下に敷き込み、床に固定する。支柱の根本部分をフラットバーとすることで、敷居を切欠きせずに設置が可能となる。			

～対象者に適した手すりの選択を！～

リフォーム前		リフォーム後	
玄関部分での手すりの追加		玄関上がり框への踏台・手すりの設置	
			
コメント		コメント	
リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス
・もともと手すりが取り付けられていた住宅玄関に、さらに縦・横手すりを取り付けた。	・対象者の握力が十分でない場合には、手すりを上下二段に設置する。	・玄関から上がり框への段差緩和に、手すりを取り付けた。	・壁に下地がない場合や、傷をつけたくない場合、写真のような手すりの設置方法が有効である。
リフォーム前		リフォーム後	
浴槽壁面へのL型手すりの設置		 	
コメント		 	
リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	浴室用簡易手すり (高さ調整可能)	
・タイル仕上げの浴室壁面に、浴槽内での立ち座り・姿勢保持用のL型手すりを取り付けた。	・この手すりとは別に、浴槽縁へはめ込み式の簡易手すりを設置する。	浴室用簡易手すり (曲面浴槽に対応)	

3

リフォーム
共通

建具

（バリアフリー住宅ガイドブックP14・P35参照）

～開き戸を引き戸にして、らくらく開閉！～

建 具

建具は、安全かつ容易に開閉できること、また身体に接触しても安全であることが重要である。

具体的には、「開閉しやすく、かつ安全性に配慮したもの」、「取手又は引手は、使い易い形状のものを適切な高さに取り付けること」、さらに「建具・造付け家具等に用いられるガラスの材質や形状は、安全性に配慮したもの」とすることが必要である。

リフォームポイント

- ・トイレの戸は引き戸が望ましい。やむを得ず開き戸にする場合には、緊急事態が発生して外部から戸を開かなければならぬ状況になったときを想定して、外開きとする。
- ・幅広の建具は、反り等の問題が生じる可能性がある。新規に建具をつくる場合には、建具が反らないように施工者や建具製作者に注意を促す。また、建具をかまち組み※にすると反りにくくなる。

※ かまち組み：合板の4辺を框材で補強したもの。

～ドアノブを棒状取手に変更～

リフォーム前		リフォーム後		開き戸から引き戸への変更
				
コメント	コメント	コメント	コメント	開き戸から引き戸への変更
リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	
<ul style="list-style-type: none"> トイレ入口の開き戸を引き戸にし、敷居を取り払い、トイレ内の段差を解消、壁面への手すりの設置を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 建具敷居は段差解消が望ましい。また、排泄時の音漏れが気になる場合には、エアタイトを取り付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 洗面所入口の開き戸を引き戸にし、敷居を取り払い、段差解消した。 	<ul style="list-style-type: none"> ドアの取っ手を棒状取っ手に変更する場合、通行幅を考慮し、棒状取手の引き残しに注意する。 	
リフォーム前		リフォーム後		開き戸からカーテンへの変更
				
コメント	コメント	コメント	コメント	開き戸からカーテンへの変更
リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	
<ul style="list-style-type: none"> トイレ入口の開き戸を、カーテンへ取り替え、入口横には縦手すりを取り付けた。 	<ul style="list-style-type: none"> アコードイオンカーテンへ取り替える場合には、折りたたみ幅が通行幅員を狭めることも考慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 洗面所入口開き戸を引き戸へ取り替えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き戸への変更は、開閉操作に伴う身体の動きが少なく、周囲の空間は比較的小さくて済む。 	
リフォーム前		リフォーム後		開き戸から引き戸への変更
		コメント	コメント	
リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	
<ul style="list-style-type: none"> スイッチの位置はそのままに、開き戸を引き戸へ変更した。 	<ul style="list-style-type: none"> トイレや浴室の出入口の有効幅員は600mm前後が多いが、介助を必要としたり、自走用車椅子や介助用車椅子を使用する場合は、出入口の有効幅員の検討が必要である。 			

玄関・アプローチ

玄関は、家の内外をつなぐ空間である。加齢に伴い、身体機能が低下しても、容易に外出できるように、安全性に配慮することが重要である。

しかしながら、敷地や住宅構造上の制約があって、どうしても玄関の使用が困難であるときは、代替手段として居間・寝室の掃き出し窓やベランダから直接出入りする方法もある。これは、緊急時に玄関以外の避難経路となり、また散歩など、気軽に外出しやすいといったメリットもある。

リフォームポイント

- 介助を必要とする場合には、実際にその動作を行つてもらい、必要な広さを実測する。
- 玄関ポーチ部分と土間部分とは同一レベルであることが望ましい。
- 上がり框段差の上り下りが困難な場合には、上がり框の段差を小さく抑えるか、玄関土間に踏台を設け小さな段差に分割して上り下りしやすくする。
- 溝や溝蓋には、杖・車椅子のキャスターがひつかからないようにする。

	リフォーム前	リフォーム後	コメント
玄関敷居を平坦に			<p>リフォーム内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄関入口の敷居に段差があり、つまずく恐れがあったため、玄関の内部・外部の床の高さを敷居の高さに揃えて、段差を解消した。 <p>ワンポイントアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷居部分を低くせず、玄関の内部・外部の床の高さを変えたため、複雑な工事をすることなく改修できる。

	リフォーム前	リフォーム後	コメント
アプローチをスロープへ			<p>リフォーム内容</p> <ul style="list-style-type: none"> スロープを木製とし、手すりを設けることで、あたたかみを醸し出している。 <p>ワンポイントアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> スロープの勾配は、使用する人の体力や介助の有無により適切に決定すること。 目安として、1/15~1/12(4°~5°)の勾配が基本である。

	リフォーム前	リフォーム後	コメント
段差解消機を設置			<p>リフォーム内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子でも出入りできるように、テッキテラスを伸ばして段差解消機を設置し、壜も取り壊した。 <p>ワンポイントアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> 玄関から車椅子の出入りが難しい場合、また外部から居室へ、段差解消機を用いてアクセスが可能な場合、バルコニーを利用して安全に入り出ることも有効な方法である。 <p>ワンポイントアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> 飛び石を埋めて平らにする場合、幅員はゆとりをもたせ、途中で途切れないように施工すること。

2

リフォーム
部屋別

階段

(バリアフリー住宅ガイドブック P19~20参照)

~手すりの設置でらくらく上り下り~

二方向開閉エレベーター	リフォーム後	リフォーム後
	階段に階段昇降機を設ける	リフォーム後
	コメント	コメント
リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	リフォーム内容
・二方向の出入りが可能で、多様な間取りに対応できる二方向開閉エレベーターを設置した。	・既存建物の構造や、壁・柱のスパンによっては、設置できない場合があるため注意する。	・階段の上り下りが困難なために、階段昇降機を設置した。
		ワンポイントアドバイス
		・階段昇降機を取り付ける場合、健常者も階段を利用することを考慮する。

3

リフォーム
部屋別

台所・洗面所

(バリアフリー住宅ガイドブック P27~30・P38参照)

~使いやすい環境でゆったりと!~

キッチンを車椅子に対応に取り替える	リフォーム前	リフォーム後	リフォーム後
	洗面台を車椅子に対応に取り替える	リフォーム後	
リフォーム内容	コメント		コメント
・車椅子に対応するため、キッチンと床を改修した。	ワンポイントアドバイス		リフォーム内容
	・車椅子対応のキッチンを設ける場合、車椅子の高さは人によって異なるため、車椅子の入り込むスペースの高さや幅をあらかじめ確認する。		・車椅子でも利用できるように、車椅子対応型の洗面台を設置した。

洗面所と便所を一体にする	リフォーム前	リフォーム後	コメント
	リフォーム内容		
			<p>リフォーム内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独の洗面所を使用していたが、車椅子対応とするためにトイレと洗面所を一つにまとめ、広いスペースを確保した。 <p>ワンポイントアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用する人の利き腕や症状によって便器への移乗動作も異なるため、事前に動作を行ってもらい、配置を決める。 <p>トイレ・洗面所</p>

トイレ

加齢に伴って足腰が弱くなり、バランス感覚が低下すると、和式便器の使用は困難となり、洋式便器への交換が必要となる。また、障害者も様々な理由により排泄行為がうまく行えない場合が多いため、トイレは改修希望が最も多い場所となっている。しかし適切な改修がなされず使用できないと、排泄行為をベッド周辺で行うこととなり、生活空間が限定されてしまう。

排泄行為を自立して行えるかどうかは、人間の尊厳に大きく関わっていることを認識し、慎重に改修を行うことが必要である。

リフォームポイント

- ・高齢者はトイレの使用回数が昼夜を問わず多くなるため、夜間に暗がりを歩いてつまずいたり、寒い廊下で身体を冷やすこと等がないように、トイレ及びトイレ周辺の環境を整備する必要がある。また、改修時にトイレと寝室を近接させる方法もある。

- ・トイレで用いる手すりには、立ち座り用の縦手すり、座位保持用の横手すり、双方を合わせたL型手すり等があり、移乗時に邪魔にならないように可動式とする場合もあるが、いずれの場合も、使用する人の状態に適したものを行い、取付け位置や方法も慎重に検討を行う必要がある。

和式便器から手すりのある洋式便器へ	リフォーム前	リフォーム後	和式便器から手すりのある洋式便器へ	リフォーム前	リフォーム後
	コメント	コメント	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	リフォーム内容
					
	・和式便器を洋式便器に改修し、ドアも開き戸からスライドドアへ取り替えた。	・トイレを使用する人の利き腕や移乗動作、症状を確認してから手すりを設置する。	・トイレを広くするために、小便器スペースと一体化し、洋式便器とした。また、小便器を手洗いへと取り替えた。	・設置する手すりは、使用する人の状態等を考慮し、L型手すりや縦手すり・横手すり等、臨機応変に設置する。	

トイレガードの設置	リフォーム前	リフォーム後	和式便器から洋式便器への変更	リフォーム前	リフォーム後
	コメント	コメント	リフォーム内容	ワンポイントアドバイス	リフォーム内容
					
	・トイレを使用する際、体が不安定にならないように、トイレガードを設置した。	・設置するシステム手すりの種類は様々であるため、使用する人の状態に適したものを探し、設置する。	・和式便器を洋式便器に変更し段差を解消した。さらに背もたれ付のトイレガードを設置した。	・トイレの床は、滑り・転倒等に配慮した仕上げとし、立ち座りのための手すりを取り付ける。	

～福祉用具の積極的な活用を～

和式便器から洋式便器へ	リフォーム前	リフォーム後	コメント
			<p>リフォーム内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 和式便器を洋式便器とし、両側には、位置をずらして形の違うL型手すりを設置した。 <p>ワンポイントアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> トイレを使用する人の利き腕や移乗動作、症状を確認してから手すりを設置する。

和式便器から手すり・シャワーのある洋式便器へ	リフォーム前	リフォーム後	リフォーム前	リフォーム後	
					
コメント		コメント		コメント	
<p>リフォーム内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 汲み取り便所を水洗トイレに改修し、臀部(でんぶ)・潔瓶(しひん)の洗浄や汚物処理を行えるように、シャワーを取り付けた。 		<p>ワンポイントアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> トイレを使用する人だけでなく、介護する人も考慮に入れて計画する。 		<p>リフォーム内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 和式便所を水洗トイレとし、手すりを設置。また、ドアの位置を変更し、トイレ内を広くした。 	

簡易昇降便座・レバースイッチ・大型リモコンの設置	リフォーム前	リフォーム後
		
コメント		<p>リフォーム内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 関節リウマチにより、膝や肘を曲げることが困難な人のために、簡易昇降便座・レバースイッチ(便座昇降用)・大型リモコン(便器洗浄・ウォシュレット用)を設置した。 <p>ワンポイントアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> 関節リウマチは、椅子などからの立ち上がり動作が不安定になりやすい。また手すりを握ることが困難であり、前腕を使って体を支えることが必要となる。そのため上肢・下肢障害を考慮し、棚や横手すり・簡易昇降便座等を設置して関節保護に配慮する。



トイレガード



簡易昇降便座

浴室

浴室では、狭い場所での移動、浴槽への出入りや、体を洗う動作、更衣等のような複雑な動作が必要である。さらに、洗い場が濡れていて滑りやすく、立ち座り動作などを頻繁に行わなければならないため、入浴行為が日常生活の中で最も難しい動作となっている。また、家庭内事故の中でも浴室での事故が多くを占めており、より慎重に入浴動作を検討し、入念な確認のもとに改修を行わなければならない。

リフォームポイント

- ・浴室出入口の段差を解消する場合には、洗い場側に排水溝を設けて、洗い場の湯水が流れ出ないように工夫すること。さらに出入口の両側、つまり洗い場側と脱衣室側の両方に設けるとなよい。
- ・タイル仕上げの壁に手すりを取り付ける場合は、タイルが厚いので、十分な長さのステンレス製ネジを使用し、下地だけではなく、その下の桟木(補助桟)にも有効に止め付けるように工事を行う。

	リフォーム後	リフォーム後
浴室用装置の設置		
コメント	コメント	コメント
リフォーム内容	・使用者を乗せ、アームを回転させて浴槽に入れるように、固定リフトを設置した。	・浴槽に入れない人が十分な温浴効果を得られるように、全身シャワー装置やシャワーキャリーを設置した。

浴槽変更と腰掛けの設置	リフォーム前	リフォーム後	コメント
	リフォーム内容		
			・浴室内の洗濯機を外へ出し、浴槽を広げ、移乗用の腰掛けとして浴槽脇に広いスペースを設けた。 ワンポイントアドバイス ・浴槽を改修する場合は、あらかじめ対象者(介助を要する場合は介助の人)に入浴等の動作を行ってもらい、入念に確認する。

段差の緩和	リフォーム前	リフォーム後	コメント
	リフォーム内容		
			・浴槽入口部分に40cm程度の段差があり、危険であったため、段差緩和のためにステップを設けた。 ワンポイントアドバイス ・蹴上げや踏み面は十分なゆとりを持たせ、ステップ自体も滑りにくい材質で判別しやすい色にする。

浴槽の変更	リフォーム前	リフォーム後	コメント
	リフォーム内容		
			・左右衛門風呂を、新しい浴槽に取り替え、浴槽に入る手前の段差を平坦にした。また洗い場には台を設置し、洗面器等の置き場として使い易くした。 ワンポイントアドバイス ・浴槽縁高さは、立位でのまたぎ越しや、浴槽縁に腰掛けて入りできるように、400~500mmとする。

～事前シミュレーションで十分な検討を～

風呂場にすのことを設けて段差解消	リフォーム前	リフォーム後	浴槽脇に移乗台を設ける	リフォーム前	リフォーム後
	コメント	コメント		コメント	コメント
リフォーム内容	・洗い場は段差があつたため、すのこを敷き、脱衣所床面と同じ高さに揃えた。	・すのこを敷いて段差解消する場合、洗い場の掃除や衛生面を検討する。	リフォーム内容	・浴槽脇に移乗台を設け、入浴の際の身体の負担を軽減した。	・移乗台は、対象者に実際の動作を行ってもらい、無理のない場所に設置する。

6

リフォーム
部屋別

寝室・バルコニー

(バリアフリー住宅ガイドブック P25~26参照)

～快適環境で安らぎを～

寝室・バルコニー

- 個人のライフスタイルは
- 人の気配を感じる場所で過ごしたい
- 自分の生活は誰にも邪魔されたくない
- 家族が目を離せない心身状態など様々であるため、慎重に計画を行う。

リフォームポイント

- 寝室は、個人がゆったりと快適に過ごせるよう、日当たりや通風、遮音等の快適性に配慮し、さらに、就寝中に健康状態が急変した時の安全対策も考慮に入れておくことが重要である。
- 寝室に近接した場所にトイレを設ける工夫も必要である。

寝室にリフトを設置



リフォーム後

リフォーム内容

- 寝たきりの人の介助負担を軽減するために、寝室に据置式リフトを設置した。

ワンポイントアドバイス

- 据置式リフトは設置工事が不要のため、天井走行リフトよりも低価格である。
- 架台は室内に組むため、レール取り付け位置によっては照明や家具の位置を変更することもある。

濡縁の段差緩和	リフォーム前	リフォーム後	コメント
	リフォーム内容		
			リフォーム内容 <ul style="list-style-type: none"> 寝室のベッド横にある濡縁の段差を緩和し両側には手すりを設置し、気軽に外部へ出られるようにした。 ワンポイントアドバイス <ul style="list-style-type: none"> 寝室から直接安全に入り出しができる場所があると、ちょっとした散歩や花の手入れが容易に行える。

1

リフォーム
建物事例

M邸 住宅改修

～関節症でも手すりで安心～

住宅概要

構造：木造
階数：平屋
築年数：30年

家族構成

独居（Mさん：女性・81歳）

改修前の身体状況

両肘関節症・両膝変形性膝関節症

- 右左上肢の機能の著しい障害

■変形性膝関節症とは・・・

膝は長年体重を支え、使い続ける部分である。その結果、関節軟骨面が摩耗し、進行すると軟骨面が破壊され、変形と関節周辺の疼痛が片側または両側に生じる。そのために、立ち上がり動作・階段昇降や歩行などの多くの動作が困難になることが多い。

改修に至るまで（B社）

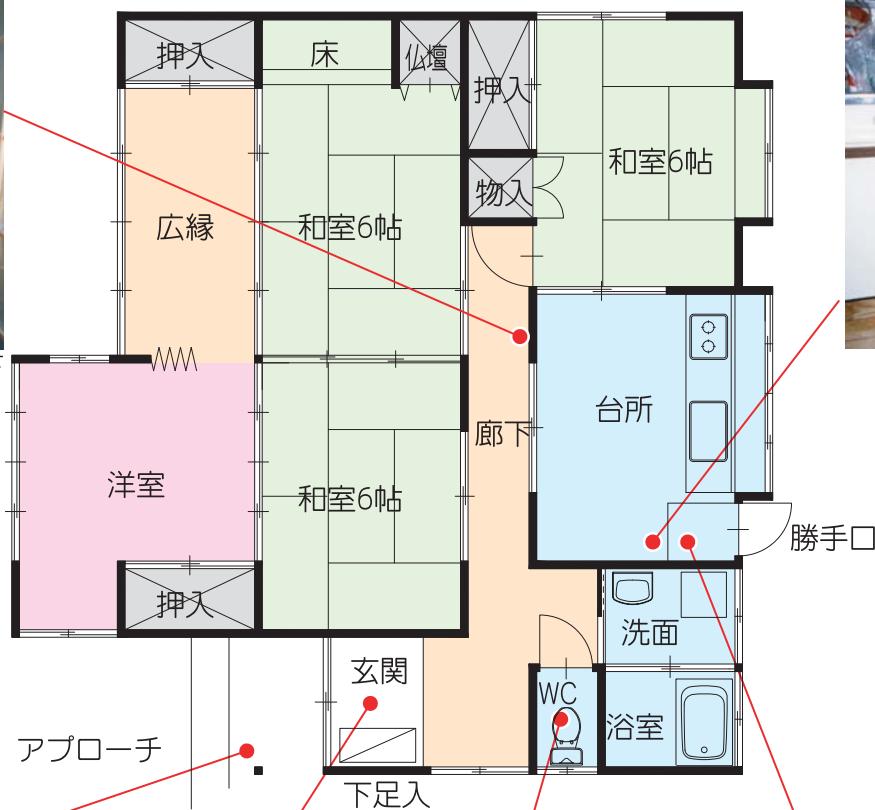
「玄関に段差があり、手すりがあつた方がよいのでは」と、近くに住む娘さんからケアマネージャーに相談があり、Mさん・息子さん・娘さん・ケアマネージャーと一緒に改修について打合せがあった。当初Mさんは「手すりはあまり必要ない」と感じていたようである。

改修の際の ポイント

- 浴室の手すり取付けにおいては、浴室・浴槽への入り方について、用具を用いてのシミュレーションを行い、Mさんがそれを受け入れられるか検討した。
- 手すりを取り付ける下地がなく、家族から「板を打たないでほしい」との要望もあり、ブラケットを目立たない部分に留める等、工夫しながら取付けた。



アプローチ



勝手口（内部から）

改修前平面図

縮尺1:100



アプローチ



玄 門



便 所



勝手口（外部から）

改修に際してのアドバイス

(専門的な視点から)

関節への負担をできるだけ軽減するように努めることが重要であり、そのため自宅では長時間の正座や階段の上り下りなどを避ける必要がある。また、歩く時に杖・手すりを使うことで、関節への負担を和らげる効果があるため、すりつけ板やスロープを用いて段差を可能な限り解消し、身体の支えとなる手すりや式台を用いての段差緩和も効果的な改修方法である。

さらに、変形性膝関節症の治療法の一つとして、入浴は有効な治療法とも言われているが、浴槽へ入ることや浴槽内での姿勢によっては、立ち上がることが困難になることがある。そのため、移乗台・入浴用手すり・浴槽内椅子などを使用することによって、対象者や介護者の負担軽減を図ることができる。

改修箇所と概算工事費

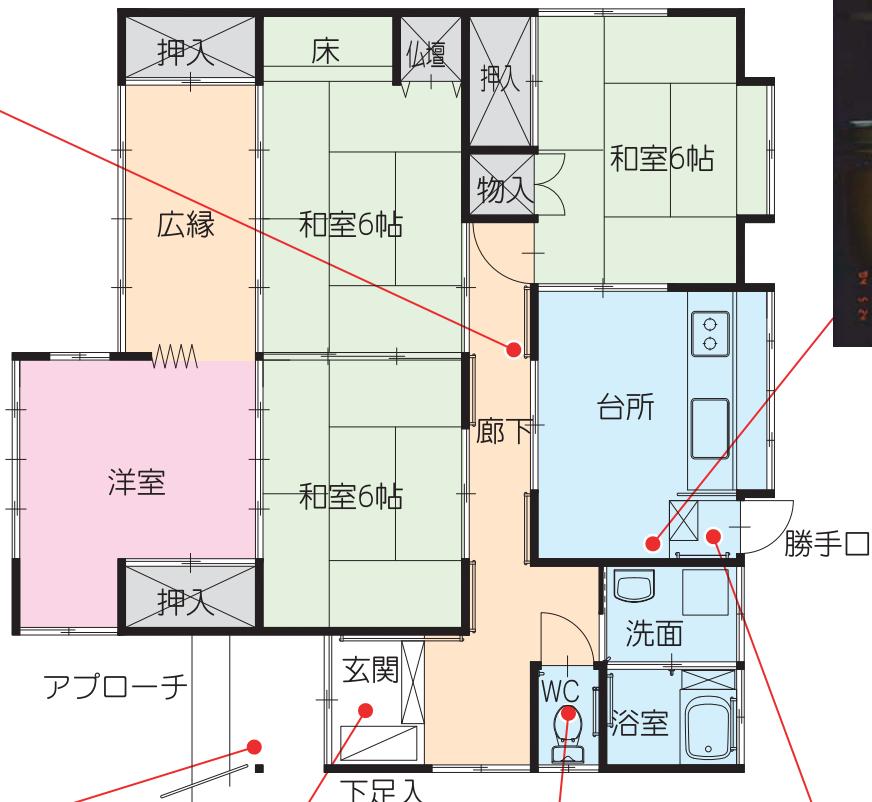
アプローチ	手すり	踏台
玄関	手すり	
廊下	手すり	
便所	手すり	
浴室	手すり	
勝手口	手すり	踏台
		計 200,000円
浴室	補助用具(移乗台)	
		計 32,000円
		合計 232,000円

改修後 Mさんより

- 手すりを付けてよかったです。
- 今、ぎっくり腰をしてしまったが、手すりがあつてよかったです。
- 廊下も木の手すりで冷たくなくてよかったです。
- 正月訪ねてきた親戚にも喜んでもらえた。



廊下壁面 手すり設置



勝手口 手すり設置

改修後平面図

縮尺1:100



アプローチ 手すり設置



玄関 手すりと踏台設置



便所 手すり設置



勝手口 踏み台設置

住宅概要

構 造：木造
階 数：2階
築年数：8年

家族構成

夫婦二人（Kさん：男性・60歳）・娘

改修前の身体状況

脳血管障害による右片麻痺

■片麻痺とは・・・

脳血管障害では片麻痺に代表されるように、一般的に左右どちらかの半身に運動障害・感覚障害・平衡機能障害・言語障害などの症状が出現する。日常生活に大きな支障をきたし、重度な場合は寝たきり状態になることもある。移動については、段差などの障害物がある住宅では、歩行などの移動が困難になりやすく、転倒の危険性が多くなる。

改修に至るまで（B社）

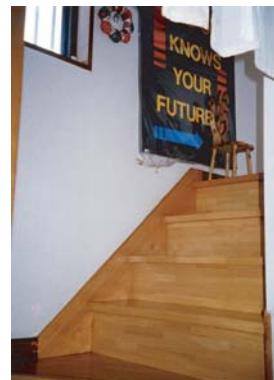
退院を間近に控えて、病院にてB社（住宅改修事業者）・家族・医療ソーシャルワーカー・理学療法士・作業療法士・婦長を交えてKさんのADL（日常生活動作）について打合せが行われた。ケアマネージャーと自宅に伺い、家族と確認をしながら再度病院に報告し、改修に入った。

改修の際の ポイント

Kさんの動きで確認できる手摺の取付けは、位置・高さを退院前に確認し、工事を行った。浴室は退院翌日に本人の動きを確認して取り付けた。

また、右片麻痺であるため、便所など複雑な動作を必要とする場所では、入る時と出る時を考慮して両側に手すりを設置した。

本事例のように、多くの関係職種が集まって改修に向けた検討を行うことが望ましい。



浴 室

階 段



便 所



便所壁面



改修前平面図

縮尺1 : 100



玄 門



アプローチ



アプローチ階段



車庫入口階段

改修に際してのアドバイス

(専門的な視点から)

片麻痺の場合、立ち上がり動作・座る動作のコントロールが難しくなる場合もあり、便座・椅子などの高さの問題、動作時の安定性・安全性・容易性を考慮する必要がある。さらに、一方法として便座を高くする補高便座やL型手すりなどの設置が考えられる。

また、リハビリによる回復には個人差があるため、麻痺が生じている間の安全性を考慮し、段差解消や浴槽内への手すり・移乗台等の設置を行うことも有効である。

改修後 Mさんより

安定した生活をしているようだ。
(本人に言語障害があるため、家族談)

改修後 ご家族より

退院後、在宅での入浴は難しいと言われていたが、手すりと用具を用いることによって、毎日わずかな介助（見守り程度）で入浴できている。

改修箇所と概算工事費

アプローチ	手すり	段差解消
玄関	手すり	踏台
廊下	手すり	
便所	手すり	
浴室	手すり	
勝手口	手すり	
階段	手すり	
		計 270,000円
浴室	補助用具 (シャワー椅子・浴槽内椅子・移乗台)	計 50,000円
		合計 320,000円



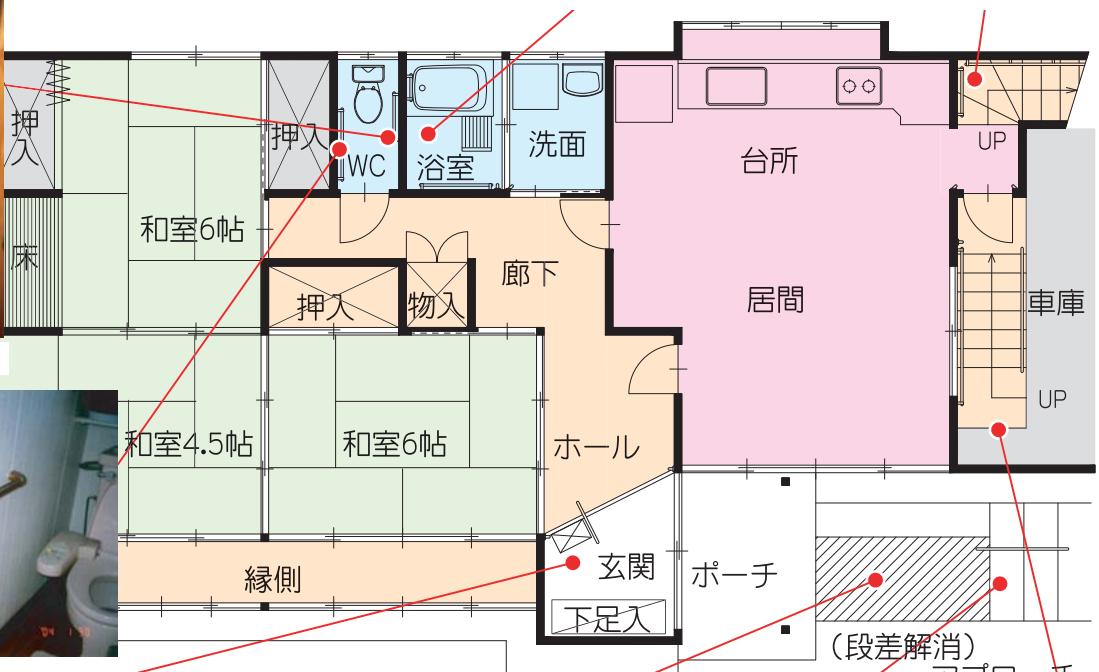
ベンチ型シャワー椅子の設置



階段 手すり設置



便所 手すり設置



便所 手すり設置

改修後平面図

縮尺1 : 100



玄関 踏台・手すり設置



アプローチ部分の平坦化



アプローチ 階段・手すり設置



台所入口 手すり設置

住宅概要

構 造：鉄骨造
階 数：2階
築年数：約20年

家族構成

夫婦二人（Sさん：男性・73歳）

改修前の身体状況

自転車転倒による頸椎損傷両上下肢不全麻痺

■頸椎損傷とは・・・

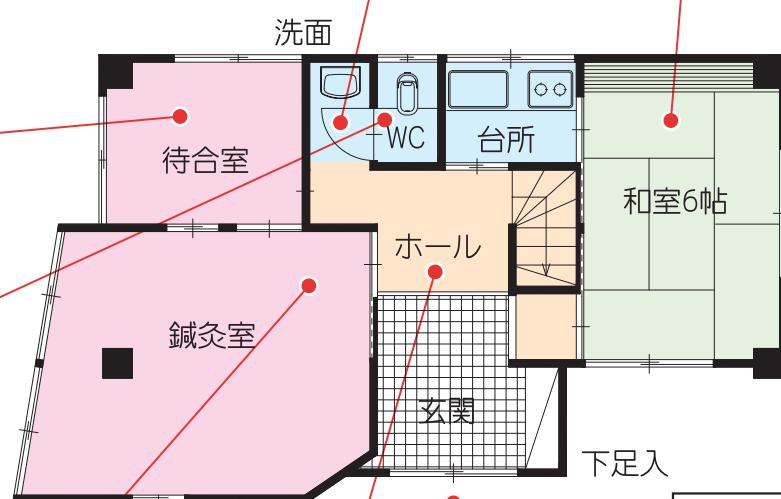
頸椎を損傷し、上半身への麻痺を伴うことが多く、手指や腕が動かせなくなる疾患である。症性（筋肉が勝手に緊張し収縮する）や発熱、起立性貧血等を伴い、歩行障害・ADL（日常生活動作）障害となる。

改修に至るまで（E社）

もとは鍼灸院を営んでおり、当初自転車転倒にて頸椎損傷両上下肢不全麻痺と診断される。自宅は2階が生活の場となつておらず、車椅子常用のために日常生活が困難であった。エレベーター設置も検討したが、費用・スペース・構造的に無理があったため、ケアマネージャーを中心に行方担当者などの専門家と打合せを重ね、計画を進め改修を行った。

改修の際の ポイント

- ①妻が入浴を介助する考えだが、2階にしか浴室がない。
→鍼灸室待合室側にバリアフリーの浴室を新設する。
- ②2階へ上がる階段は狭く、階段昇降機を設置するのは不可能。また2階は段差が多く、廊下幅が狭いため、大幅な改造が必要となる。
→2階への上り下りは行わない。
- ③トイレが和式、その動線も車椅子でのアプローチは困難である。
→車椅子で往来できるよう、また介助者が介助しやすい空間として計画する。
- ④食事や日中過ごす場所として予定している部屋が和室であり、畳面では本人の車椅子操作は難しい。
→一日中ベッドから離れて過ごす場所として、車椅子で自由に過ごせるよう、畳をフローリング化する。



改修前平面図
縮尺1:100



⑤1階の1/4を今後使用しない鍼灸室が占めており、浴室やトイレを改造してもその空間自体が車椅子生活の支障となる。

→寝たきりを予防し、ベッド（床）から離れた生活を維持するために、また1階フロアにおいて車椅子での生活に幅が出るように鍼灸室を居室（寝室）化する。

*なお、住居への出入りは段差解消機をレンタルで利用することとした。

改修に際してのアドバイス

（専門的な視点から）

現在、対象者は通院によるリハビリ治療中のことだが、病院側の判断として「自走式車椅子での自立した生活が可能となるかもしれない」というレベルであるため、車椅子での生活を中心に改修計画を行う必要がある。住宅内の段差解消はもとより、対象者が自立したADL（日常生活動作）を行えるよう、まずは浴室や洗面所・便所の改修が重要となる。

改修後 Mさんより

図面の段階ではなかなか想像がつかなかったが、各部屋を活かすことができ、トイレ・浴室も介助されながらではあるがスムーズに利用できた。段差解消機で外出もできるので、これから行動範囲を広げていきたい。

改修後 ご家族より

1階に生活の場を移したこと無理なく介助ができ、また家族と一緒に過ごせるようになった。現在は自宅で生活できることの幸せを感じている。費用には変えられないと思っている。

改修箇所と概算工事費

玄関ホール	改修一式	210,000円
寝室	改修一式	580,000円
台所	改修一式	910,000円
居間	改修一式	470,000円
便所	改修一式	940,000円
浴室	改修一式	1,200,000円

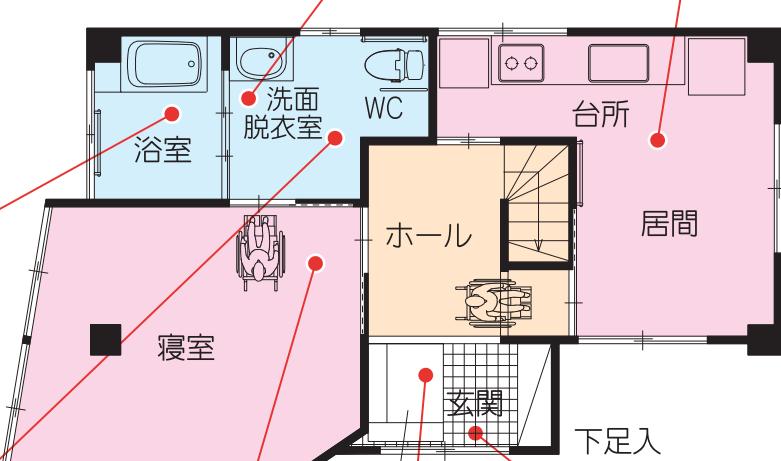
合 計 4,310,000円



車椅子対応洗面台の設置 和室からリビング・ダイニングへの改修



待合室から浴室への改修



改修後平面図

縮尺1：100



洋式トイレへの改修



待合室を寝室への改修



玄関へ段差解消機の設置



段差解消機横の玄関

III

バリアフリーリフォームの相談の進め方

1) 相談から完成まで

困った



- ・生活関連動作がしにくくなつた
- ・転倒など住宅内事故を避けたい
- ・介護保険などの支援制度がわからなつた
- ・相談窓口がわからなつた

1

相談

話の内容はできるだけ細かく記録しましょう

■相談内容

①無料相談

- ・改修事例の紹介
 - ・介護保険など支援制度の紹介
 - ・一般的な留意点の説明
- ②改修の提案（費用が必要）
- ・現地調査、面接聞き取り
 - ・回収計画案の作成の説明
 - ・概算費用の算出

2

介護保険窓口



依頼・調査

医療・福祉の専門家とも話し合いましょう

■改修内容を考える

- ・どういう生活を希望するのか
- ・家族や関係者の意見は聞いたか
- ・参考となる事例はないか

■住まい手の要望・身体状況等のチェックシートへの記入

→「バリアフリー住宅ガイドブック P.31 参照」

■資金計画を立てる→「本書P.22 参照」

- ・負担できる自己資金はいくらか
- ・介護保険が適用できるか
- ・介護保険以外の支援制度は使えるか
- ・支援資金が支給されるのはいつか

3

提案

専門用語ではなく、一般の人にも理解できる言葉で説明しましょう

県や市町村の窓口相談

- ・リフォームに関する相談
- ・介護保険や各種適用制度の相談
- ・介護保険や各種支援制度を利用する場合の申請手続き
→「本書P.22 参照」

工事完了



- ・補助や融資の支給決定
- ・工事完了後も、定期的に訪問する介護や医療福祉関係者などと連携をとり、住み心地や使い勝手に不便がないかどうか確認する必要がある。

7

改 造

複数事業者から見積りを徴集し契約書を交わした後着工しましょう

■現場監理

- ・設計意図が確実に伝わっているか
- ・仕様や内容に誤りはないか
- ・工事写真や施工図が記録されているか

■工事中の打合せ

- ・介護や医療福祉関係者の意見を確認
- ・工事日程の確認
- ・追加工事のある場合は、費用や範囲・負担者を確認する

5

使い勝手確認

何度もシミュレーションを行いましょう

・使いこなし、使い勝手を確かめる

・使用方法の説明やアドバイスを行う

- ・不具合が生じれば手直し(追加工事)する
- ・完了届、支援補助に関する書類の提出

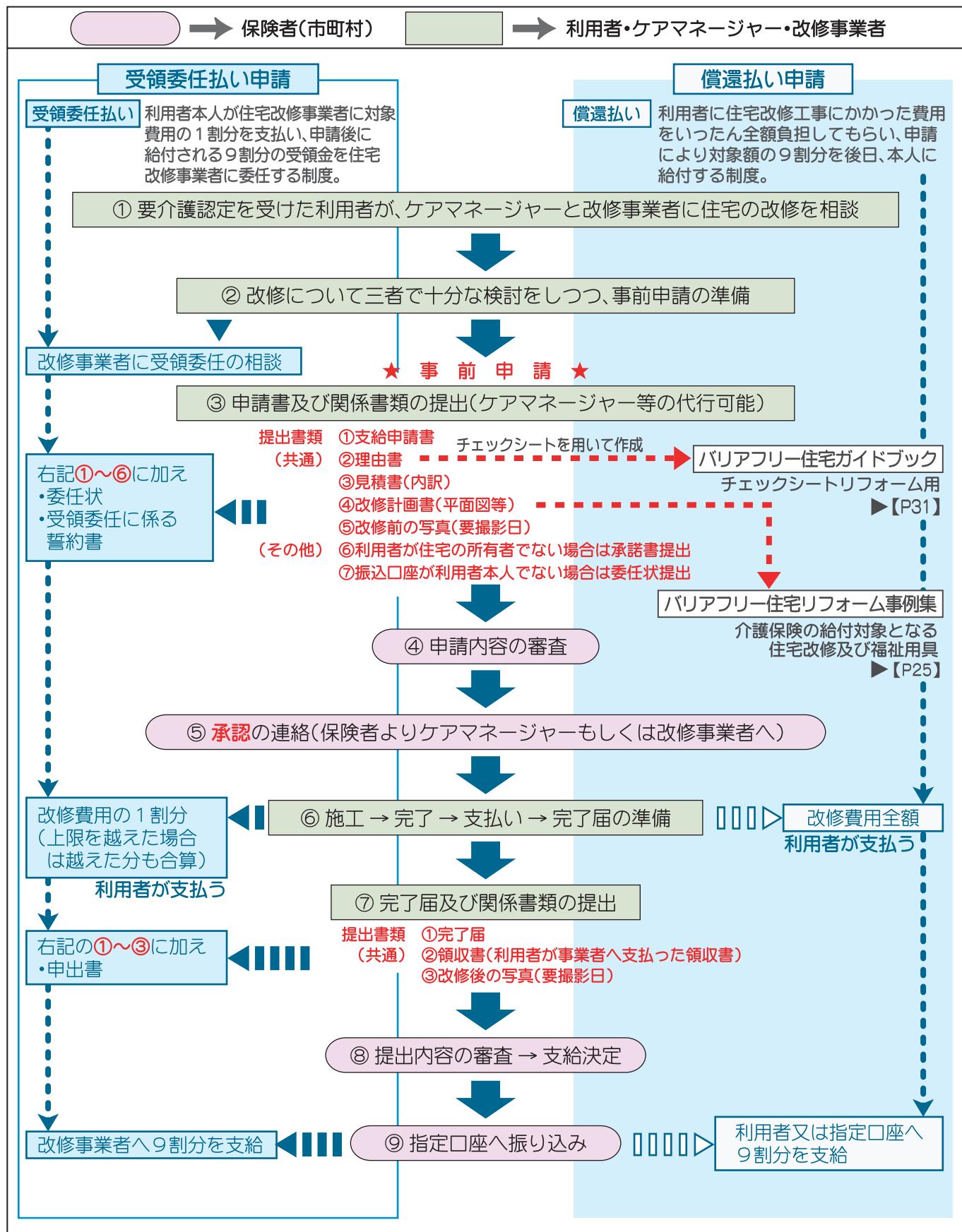
6

2) 介護保険住宅改修 手続き方法

介護保険制度が改正され、住宅改修の手続き方法も一部変更となりました。

要支援、要介護認定を受け、介護保険による住宅改修費の支給を受ける場合、以下の手続き方法となります。

*住宅改修費の給付は、原則として受給者一人につき一回限りですが、要介護度が3段階以上あがる場合は、再給付が受けられます。詳しくは各市町村の窓口までお問い合わせ下さい。



1) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会とは？

近年、地球環境問題や厳しい経済・社会状況の中において、住宅ストックの活用や住宅の安全・安心の確保、悪質リフォーム対策等の観点から、耐震改修、バリアフリー化その他の適切な住宅リフォームを推進する重要性が各方面で指摘されています。

このようなことから、消費者が安心して適切な住宅リフォームが行える環境の整備を図るため、建築関連団体や地方公共団体等の25団体により、平成19年10月に「鹿児島県住宅リフォーム推進協議会」を設立しました。この協議会では、住宅リフォームに関する情報の提供、事業者の資質の向上、相談体制の整備などについて検討し、必要な対策を実施してまいります。

2) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会役員名簿

(平成31年1月31日現在)

会長	中村 明人	(一社)鹿児島県建築協会	会長
副会長	古川 稔	(一社)鹿児島県建築土事務所協会	会長
〃	福山 康洋	(一社)鹿児島県空調衛生工事業協会	会長
〃	山崎 洋	鹿児島県防水工事業協同組合	理事長

3) 鹿児島県住宅リフォーム推進協議会会員名簿

(平成31年1月31日現在)

No.	会 員	役 職	代 表 者 名
1	(一社)鹿児島県建築協会	会長	中村 明人
2	(公社)鹿児島県建築士会	会長	守真 和弘
3	(一社)鹿児島県建築士事務所協会	会長	古川 稔
4	(一社)鹿児島県電設協会	会長	畠田 実
5	鹿児島県しろあり対策協会	支部長	徳永 忠実
6	(一社)日本塗装工業会鹿児島県支部	支部長	市坪 孝志
7	(公財)鹿児島県環境保全協会	理事長	柴立 鉄彦
8	鹿児島県瓦工事業組合	理事長	川畑 博海
9	鹿児島県瓦屋根工事業組合	理事長	前田 太志
10	鹿児島県空調衛生工事業協会	会長	福山 康洋
11	鹿児島県左官業共同組合	理事長	瀬戸 順一
12	(一社)鹿児島県設備設計事務所協会	会長	植村 直哉
13	鹿児島県畳工業組合	理事長	大江 孝之
14	鹿児島県建具組合連合会	会長	佐藤 彰
15	鹿児島建築工友会	会長	山崎 善光
16	鹿児島県表具内装組合連合会	会長	永井 勝二郎
17	鹿児島県防水工事業協同組合	理事長	山崎 洋
18	鹿児島県インテリアコーディネーター協会	会長	岩元 ミユキ
19	鹿児島県室内装飾事業協同組合	理事長	月野 曜史
20	鹿児島都市ガス協議会	会長	津曲 貞利
21	(一社)鹿児島県LPガス協会	会長	秋元 耕一郎
22	(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター	理事長	西園 幸弘
23	鹿児島県消費生活センター	所長	内和田 浩巳
24	鹿児島市役所 建築指導課	市長	森 博幸
25	薩摩川内市役所 建築住宅課	市長	岩切 秀雄
26	霧島市役所 建築指導課	市長	中重 真一
27	鹿屋市役所 建築住宅課	市長	中西 茂
28	鹿児島県 建築課 住宅政策室	知事	三反園 訓



参考資料

1) 介護保険の給付対象となる住宅改修及び福祉用具

※平成16年度末現在の介護保険対象。最新の情報や具体的な給付対象については、必ず各市町村の窓口で確認してください。

適用される住宅改修 原則として1住宅につき20万円（税込）までを限度（自己負担額は1割）	
手すりの取付け（二段式、縦付け、横付け等） 廊下、トイレ、浴室、玄関から道路までの通路などに、移動または移乗動作の助けとなるものを設置する工事。	
段差の解消（居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの段差の解消） 敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなどの工事。	
滑りの防止、及び移動の円滑化などのための床などの材料の変更 室内においての畳敷きから板製床材、ビニール系床材などへの変更。 浴室においては床材の滑りにくいものへの変更。通路面においては、滑りにくい鋪装材への変更。	
引戸などへの扉の取替え 開き戸を、引戸・折戸・アコーディオンカーテンなどに取替え、そのほかドアノブの変更、戸車の設置なども含まれる。※自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置は、保険給付の対象外である。	
洋式便器などへの便器の取替え 和式便器を洋式便器（暖房便座・洗浄機能付きも可）に取替える工事。	
その他、これらの工事に付帯して必要な工事 手すりの取付・床材変更のための下地補強、便器取替・床段差解消に伴う給排水設備工事、扉取替に伴う壁・柱の改修工事。	
レンタルが適用される福祉用具 自己負担額→1割 レンタル用品については、地域により多少異なる	
車いす 標準型車いす（自走式）・普通型電動車いす・介助用標準型車いす（手押し型）	
車いす付属品 クッション付きパッド・電動歩行装置・テーブル・ブレーキで車椅子と一緒に使用されるもの。	
特殊寝台 サイドレールが取付けてあるもの、または取付けることが可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの。 ・背部・もしくは脚部の傾斜角度を調整する機能を有するもの。 ・床板の高さが適度、もしくは無段階で調節する機能を有するもの。	
特殊寝台付属品 サイドレール・マットレス・ベッド用手すり・テーブル・スライディングボード＆マットで特殊寝台と一緒に使用されるもの。	
褥そう（じょくそう）予防用具 エアマットと送風装置からなるエアパッド。 水などによって減圧による体圧分散効果をもつウォーターベッドなど。	
体位変換器 空気パッドなどを体の下に挿入することにより、体位を容易に変換できるもの。 (体位の保持のみを目的とするものを除く。)	
手すり 取付けに際し、工事を伴わないものに限る。	
スロープ 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。	
歩行器 車輪を有するもの（注・6輪車含む）であって、体の前及び左右を囲む取っ手などを有するもの。 4脚を有するものについては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。	
歩行補助杖 松葉づえ・カナディアンクラッチ・ロフトランドクラッチ及び多点杖に限る。	
痴呆性老人徘徊感知器 要介護者が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族および隣人などへ通報するもの。	
移動用リフト（つり具部分を除く）（入浴用リフト・段差解消機・起立補助機能付き椅子含む） 床走行式・固定式、または据付式でかつ身体をつりあげ、または体重を支える構造を有するものであり、自力で移動が困難な者の寝台と車いすとの間などの移動を補助する機能を有するもの。（住宅改造を伴うものを除く。）	
特定福祉用具の購入 利用限度額は、10万円（税込）／年（自己負担額は1割）	
腰掛便座 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの。 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 電動式、またはスプリング式で便座から立ち上げる際に補助機能があるもの。 ポータブルトイレ	
特殊尿器 尿が自動的に吸引されるもので高齢者または、その介護を行うものが容易に使用できるもの。	
入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴の時、補助を目的とする用具であること。 入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴台・浴室内外のこ・浴槽内すのこ	
簡易浴槽 空気式または折りたたみ式等で、容易に移動でき、取水または排水のために工事を伴わないもの。	
移動用のリフトのつり具部分	

2) バリアフリーリフォームに関する福祉用語の意味

介護保険制度

40歳以上が被保険者（保険加入者）となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則10%）を支払って介護サービスを利用する制度。

要介護認定

介護を必要とする人の心と体の状態から、要介護の中のどの段階に当てはまるのかを認定することであり、これにより1ヶ月間に提供される介護サービスの限度額が決まる。また要介護認定は定期的に見直しを行っている。

ケアマネージャー（介護支援専門員）：略してケアマネとも言う

介護保険制度において、要介護認定を受けた利用者に合わせた福祉サービスを組み合わせ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、事業者・施設等との連絡調整（ケアマネジメント）を担当する専門職のこと。

ケアプラン

高齢者が介護を受ける際に、どのようなサービスでどの程度援助をしていくか、という介護計画のこと。実際には高齢者の心身の状態や希望、家族の要望などを考えて、ケアマネージャーと呼ばれる専門家がケアプランを作っている。

ケアマネジメント

要介護者に対して、適切なサービスを受けられるケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、在宅生活を支援すること。

理学療法士（PT: Physical Therapist）

麻痺筋力の低下、関節の運動など、四肢体幹の機能（機能・構造障害）の回復、起居・移動動作など、生活する上で必要と思われる基本的な動作能力（活動制限）の回復を、物理療法や運動療法などを用いて図る。

作業療法士（OT: Occupational Therapist）

人が行う様々な行為（身のまわりの動作など）や、その行為に関する認知、行為の手順、手の正確な操作などの回復、精神機能の回復を、作業療法を用いて図る。

言語聴覚士（ST: Speech Therapist）

言語を中心としたコミュニケーション能力の回復を図る。また、摂食に関する咀嚼（そしゃく）・嚥下（えんげ）に対してのアプローチも行う。

介護福祉士

病棟での治療生活を送るため、適切な介護と治療への意欲を向上させ、日常生活の指導や援助を行う。

ホームヘルパー（訪問介護員）

寝たきり老人など普通に日常生活を送ることが困難な人の家を訪問し生活援助や介護をする。生活援助とは、調理・洗濯・掃除・日常品の買い物などで、介護とは、食事・入浴・洗髪・排泄の介助をいう。

医療ソーシャルワーカー（MSW）

保険、医療機関などに従事し疾病や心身障害等によって生じる患者や家族の諸問題（経済的、職業、家庭生活）を調整、解決するために社会保障、社会福祉サービス等の社会資源を紹介、活用し患者家族が自立できるように援助する。

福祉住環境コーディネーター

医療・福祉・建築について体系的で幅広い知識を身につけ、住みやすい住環境を提案するアドバイザーである。各種の専門家と連携を取りながら、高齢者や障害者等に適切な住宅改修プランを提案する。

ADL（Activities of Daily Living）

日常生活動作とも言い、誰もが毎日繰り返し行う身の回りの活動動作（食事・排泄・入浴など）と移動動作のこと。

地域包括支援センター

医療・福祉の連携強化を目指すために開設された機関であり、介護予防や高齢者の総合的な支援の拠点となる施設である。この施設には社会福祉士・保健師・主任ケアマネージャーらが駐在し、「総合的な相談窓口」や「介護予防マネジメント」「包括的・継続的なマネジメント」を主な業務とする。

3) もっと詳しく知りたい場合は?

● 相談窓口

鹿児島県土木部建築課住宅政策室	
住宅リフォームに関する関係機関の相談窓口一覧	http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/sumai/reform/index_madoguchi.html 電話:099-286-3738
(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	
住宅関係全般に関する相談窓口	http://www.kjc.or.jp/ 電話:099-224-4539
市町村窓口	
鹿児島県各市町村ホームページ一覧 介護保険住宅改修関連制度の問い合わせ	http://www.pref.kagoshima.jp/link/shichoson.html
鹿児島県アドバイザー協議会 事務局((株)アーキ・プラン)	
住宅性能表示制度相談窓口	http://www.minc.ne.jp/ARCHI-PLAN/hinkakutext/top.html 電話:099-259-0070
(社)鹿児島県建築士事務所協会	
建築技術に関する相談窓口	http://www5.synapse.ne.jp/kakenjikyo/ 電話:099-223-6363
(社)鹿児島県建築協会	
住宅の耐震に関する相談窓口	http://www.kagoken.net/ 電話:099-224-5220
かごしま快適住まいネットワーク	
住まいの相談窓口(NPO法人)	http://www.kaisma.net/ 電話:099-251-1800
住宅金融支援機構	
住宅金融支援機構 相談窓口	http://www.jhf.go.jp/contact/index.html 電話:0570-0860-35
高齢者居住支援センター (財)高齢者住宅財団	
住宅金融支援機構 相談窓口 (高齢者向け返済特例制度を利用する際、カウンセリングや改修する家と土地の担保評価を受ける場合)	http://www.koujuuzai.or.jp 電話:0120-602-708
法テラス	
法律に関する相談窓口	http://www.houterasu.or.jp 電話:0570-078374
鹿児島県消費生活センター	
トラブル等に関する相談窓口	http://www.pref.kagoshima.jp/soshiki/kankyo/desaki/shohisenta.html 電話:099-224-4997

● 関連制度・基準に関する解説書やマニュアルの入手先

国土交通省	
高齢者が居住する住宅の設計に係わる指針	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/koureishahou-kokuji1301.htm
住宅性能表示制度	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm
住宅リフォーム推進協議会	
リフォームに関するガイドブック 標準契約書式集	http://www.j-reform.com/index.html 電話:03-3556-5430
住まいの情報発信局	
住宅・建築のニュース 住宅のデータベース など	http://www.sumai-info.jp/
(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター	
住宅リフォームセンター ・リフォームに関する情報提供 ・リフォーム資格者の育成	http://www.chord.or.jp
住宅紛争処理支援センター ・住宅に関する相談・助言 ・住宅紛争処理の支援	http://www.chord.or.jp 電話:03-3556-5147
住宅部品PLセンター ・住宅に関する相談・助言 ・住宅紛争処理の支援	http://www.chord.or.jp
リフォネット ・住宅に関する相談・助言 ・リフォームに関する情報提供・支援	http://www.refonet.jp/search/index.php

● その他

県民交流センター内 鹿児島県介護実習普及センター	
ショールーム等で体験してみる 勉強会や講習会等に参加する	電話:099-221-6615
鹿児島県社会福祉協議会	
福祉用具などに関して問い合わせる	http://www.kaken-shakyo.jp/ 電話:099-257-3855

4) パンフレット等の紹介



「イラストでわかる リフォームのシックハウス読本」

主な掲載内容

シックハウスの基礎知識
シックハウス対策と建築基準法
リフォーム工事のすすめ方

入手先
住宅リフォーム推進協議会
TEL:03-3556-5430



「住宅リフォーム工事 トラブル防止のポイント」

主な掲載内容

住宅リフォーム工事の特徴
住宅リフォーム工事をトラブルなく完成させるには
住宅リフォーム工事のトラブル事例
万一、不具合等が発生してしまった場合には

入手先
住宅リフォーム推進協議会
TEL:03-3556-5430

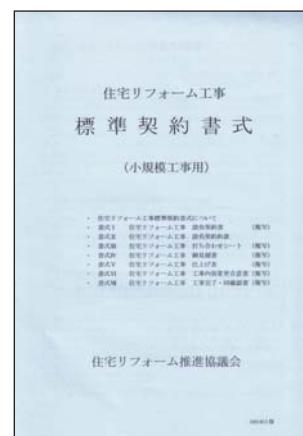


「安心・満足リフォームガイド」

主な掲載内容

リフォームを考えたら
リフォームの進め方
リフォーム Q&A
リフォームお役立ち情報
リフォームの事例紹介

入手先
住宅リフォーム推進協議会
TEL:03-3556-5430



「住宅リフォーム工事 標準契約書式」

主な掲載内容

住宅リフォーム工事用の標準的な契約関係書式

入手先
住宅リフォーム推進協議会
TEL:03-3556-5430



「わが家のリフォーム・カルテ」

主な掲載内容

住まいの傷みをチェック!
住まいの快適をゲット!
住まいのゆとりをアップ!
わが家はリフォーム○○期?

入手先
住宅リフォーム推進協議会
TEL:03-3556-5430



「もう一度、見直したい リフォーム事業のABC」

主な掲載内容

事業体制の整備
仕事の進め方
アフターフォロー

入手先
住宅リフォーム推進協議会
TEL:03-3556-5430



「すころくでチェック! 住まいの防犯リフォーム」

主な掲載内容

住まいの防犯リフォームすころく
侵入人口と対策のポイント
玄関・窓の点検と対策
防犯建物部品（CP 部品）
戸建住宅の建物まわりの点検、対策
共同住宅の共用部分の点検、対策

入手先
住宅リフォーム推進協議会
TEL:03-3556-5430



「バリアフリーガイドブック」

主な掲載内容

なぜバリアフリー住宅が必要か?
バリアフリー整備の相談の進め方
バリアフリー整備を行う前に
考える基本的なこと
バリアフリー整備の設計・施工
チェックリスト
鹿児島県住宅リフォーム推進協議会

入手先 :
(財) 鹿児島県住宅
・建築総合センター
TEL:099-224-4543



バリアフリー住宅 リフォーム事例集

監修 鹿児島県土木部建築課 平成31年1月発行

